

建設は4業種

セーフティネット保証5号 上期の指定決定

中企庁

経済産業省中小企業庁は8日、信用保証協会が融資に100%保証する「セーフティネット保証5号」を使うことができる、2013年度上期の指定業種を公表した。同保証の日本標準産業分類大分類ベースの業種別活用割合で上位3位に入っている建設業では、▽大工工事業（型枠大工工事業を除く）▽型枠大工工事業▽金属屋根工事業▽屋根工事業（金属屋根工事業を除く）の4業種が新たに指定された。

一方、建設業の中で、▽し

ゅんせつ工事業▽床工事業▽内装工事業▽他に分類されない職別工事業の4業種は、3月末で指定が外れる。セーフティネット保証5号は、指定業種の中小企業が一定の認定基準を満たして自治体から認定を受けると、一般保証とは別枠で、無担保保証8000万円（含め最大2億8000万円）の金融機関からの融資を信用保証協会が100%保証する制度。12年度上期までは原則、日本標準産業分類細分類の1133業種すべてが対象だった。

た。12年度下期からは、同保証の終了をにらみ、業種指定で「最近月の売上高がリーマンショック前比5%以上減少」などの「ソフトランディング措置」を適用して、建設業関係も含めた683業種に絞って継続していた。13年度上期も、ソフトランディング措置を6カ月間延長した上で、建設業関連業種を含む727業種を指定した。